

第12回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和5年12月5日（火）
- 2 開会日時及び場所
令和5年12月5日（火） 午後2時00分
雲仙市役所別館3階会議室
- 3 閉会日時 令和5年12月5日（火） 午後3時25分
- 4 委員氏名

(1)出席者（19名）

1番 松尾 茂敏	2番 内田 弘幸	3番 田島 真一	4番 池田 兼三
5番 山崎 正典	6番 本田 浩	7番 草野 英治	8番 中川 實美
9番 徳永 玉義	10番 草野有美子	11番 栄木 正孝	12番 鶴崎 高幸
13番 坂本 博	14番 東 康敬	15番 森崎 茂徳	16番 笠原 勝
17番 小筏 正治	18番 林田 剛	19番 馬場 保	

(2)欠席者（なし）

5 議事に参与した者

事務局長	高木 謙次
次 長	内田 啓輔
参事補	酒井 伸也

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第53号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第54号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第55号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第5 議案第56号 農用地利用集積等促進計画（案）について
- 日程第6 議案第57号 土地改良事業に参加する資格について
- 日程第7 報告第11号 非農地通知の発出について

7 農政推進に係る協議事項

- (1) 農地利用最適化推進施策に関する意見書について

8 その他

午後 2 時 00 分開会

○事務局長（高木 謙次君） 定刻前ではありますけれども、皆さんおそろいのようなので、ただいまから、令和 5 年第 1 2 回雲仙市農業委員会総会を始めたいと思います。

議事進行上発言をされる場合は、挙手の上、議長が指名をしてからマイクを通して発言してください。また、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

本日、欠席委員はいらっしゃいませんので、早速、会長に開会をお願いいたします。

○議長（馬場 保君） 改めまして、皆さんこんにちは。今年最後の総会でございます。そして、この間からの委員の募集について、いろいろお願いした方、ご理解等々ご協力いただきまして、ありがとうございました。

それでは、早速でございますけれども、総会のほうに入らせていただきます。

ただいまから、令和 5 年第 1 2 回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

まずは、議決事件の審議を行います。

各委員の協力方、よろしくお願いします。

日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規定第 1 2 条の規定により、8 番、中川實美委員、9 番、徳永玉義委員、両委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第 2、議案第 5 3 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてから、日程第 7、報告第 1 1 号、非農地通知の発出についてまでの議案 5 件、報告 1 件となります。

それでは、日程第 2、議案第 5 3 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書 2 ページを御覧ください。

〔議案第 5 3 号の朗読〕

議案書 3 ページ、申請番号 6 4 番から 6 8 番まで、5 件の申請がっております。詳しくは別添 1 を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

それでは、東部調査会長、お願いいたします。

○委員（1 3 番 坂本 博君） 議席番号 1 3 番、東部調査会長の坂本です。

東部調査会関係分は、申請番号 6 4 番から 6 7 番です。

申請番号64番は、市外在住の姉から相続財産の持分を妹に譲る案件。65番は、耕作できなくなったことから、耕作利便のために譲り受ける案件。66番は、耕作できないために譲り受ける方を探していたところ、近隣の農地所有者が買い受ける案件。67番は、耕作できないために、耕作利便のために譲り受ける案件です。

申請番号64番から67番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

申請番号64番から67番について、ご質疑がありましたらお願いします。森崎委員。

○委員（15番 森崎 茂徳君） この64番の件ですけど、8分の1の贈与ということは、あとの7名分は全部共同持ち主になるわけですか。

○議長（馬場 保君） 事務局。

○事務局長（高木 謙次君） 持分については、4名の方で持っておられて、1名の方が8分の5、それ以外の3名の方が8分の1ずつ持分がありまして、今回8分の1をこの村木さんという方、8分の1の方に譲りますので、今回、村木さんの持分が8分の2になることになります。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 共同持ち主になるわけですか。全体の人数。

○事務局長（高木 謙次君） そうです。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 何で、1枚ずつ分ければよかった。

○委員（8番 中川 實美君） 兄弟が、地元にあまりおらんけん。

○委員（15番 森崎 茂徳君） おらんけど。

○委員（8番 中川 實美君） 分けたら耕作放棄地になるから。

○委員（16番 笠原 勝君） そういったときに、土地の名義というのは、やっぱり、2人とか3人になるんでしょうか。

○議長（馬場 保君） 事務局長。

○事務局長（高木 謙次君） 名義については、共同で持分を持っていらっしゃいます。

○議長（馬場 保君） 笠原委員、よろしいですか。

ほかに、何か質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長、お願いします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会長の松尾です。

中部調査会関係分は、申請番号68番です。

68番は高齢者の親から後継者である子へ贈与する案件です。申請番号68番について、現地調査

並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号68番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第53号、申請番号64番から68番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第54号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書5ページを御覧ください。

〔議案第54号の朗読〕

議案書6ページ、申請番号47番から53番まで、7件の申請がっております。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、東部調査会長から、案件について説明をお願いいたします。

○委員（13番 坂本 博君） 議席番号13番、東部調査会長の坂本です。

東部調査会関係分は、申請番号47番から50番です。

申請番号47番の申請地は、農振白地、宅地等で囲われている農地で、第3種農地と判断しました。申請目的は店舗用地で、洋服などを作成し販売する計画です。

続きまして、48番は、農振白地10ヘクタール以上の集団の中にある農地で、第1種農地と判断しました。申請地は、平成25年頃から転用許可が必要であることを知らないで駐車場として整備してしまい、利用してきた土地です。所有者は県外在住者でもあり、農地に復元させても農地で使用しないことが分かっており、面積的に過小な面積であるため、追認許可で処理しようとする案件です。

申請番号49番は、農振白地10ヘクタール未満の集団の中にある農地で、第2種農地と判断しました。申請目的は、一般個人住宅です。

申請番号50番は、農振白地10ヘクタール以上の集団の中にある農地で、第1種と判断しました。申請目的は、家畜埋却予定地です。この案件については、家畜伝染病予防法第21条第1項の規定に基づき、迅速に防疫措置が実施できるように事前に確保することが求められていることから、今回申請し、許可を得ようとする案件です。

申請番号47番から50番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号47番から50番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長、お願いします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会長の松尾です。

中部調査関係分は、申請番号51番から53番です。

申請番号51番は、農振白地10ヘクタール以上の集団の中にある農地で、第1種農地と判断しました。申請目的は、特定建築条件付き売買予定地で、例外規定の集落接続で、許可に関しては問題ないものと思います。

次に、52番について、申請地は農振白地、10ヘクタール以上の集団の中にある農地で、第1種農地と判断しました。申請目的は一般個人住宅で、例外規定の集落接続で、許可に関しては問題ないものと思います。

申請番号53番は、農振白地10ヘクタール未満の集団の中にある農地で、第2種農地と判断しました。申請目的は、集合住宅（アパート）です。

申請番号51番から53番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号51番から53番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。内田委員。

○委員（2番 内田 弘幸君） 2番、内田ですけど、この間、調査会的时候会に、まだまだ転用の許可を下りていないところに、量水器とかついていたじゃないですかね。それ、今のことじゃなくても、もう大分前から、結構そういうことが、転用許可も下りとらんとところに量水器があつたりというようなことが、結構、あちこちで、あつたんですね、実際。それはやっぱり、ちょっと農業委員会のほうと上下水道課というか、そっちとやっぱりもうちょっと話をできんとですかね。

○議長（馬場 保君） 事務局。

○事務局長（高木 謙次君） 事務局と水道下水等についてはできると思いますが、今、内田委員さんが言われているのは、農業委員会この場にといいこと言われているんでしょうか。（「いやいや、

そうじゃない」と言う者あり)それは、話はできます。今後ないように、しっかりと。

○議長(馬場 保君) よろしくお願ひします。ほかにご質疑ございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長(馬場 保君) ご質疑がないようですので、議案第54号、申請番号47番から53番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(馬場 保君) ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第55号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局(酒井 伸也君) 議案書9ページを御覧ください。

[議案第55号の朗読]

申請番号49番から118番については、中間管理事業の地域集積協力金関係の集積ですので、一括して協議をお願いします。詳しくは別添3を御覧ください。

以上です。

○議長(馬場 保君) ありがとうございます。

議案第55号に対する質疑を行います。まず、貸借権設定に係る申請番号1番から9番について、ご質疑ございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長(馬場 保君) ご質疑がないようですので、次に、所有権移転に係る申請番号10番から12番について、ご質疑ありませんか。ご質疑ございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長(馬場 保君) 次に、農地中間管理事業に係る申請番号13番から118番について、ご質疑ございませんか。鶴崎委員。

○委員(12番 鶴崎 高幸君) 調査会の折にも、この後のほうです。49番からです。愛野の野井新田地区の組合からの契約が出されていると思うんですが、全て使用貸借権の設定ということで、事務局のほうにその辺の調査をお願いをしておったんですが、どうでしょうか。

○議長(馬場 保君) 事務局、よろしいですか。

○事務局長(高木 謙次君) 市役所の職員もこの中に含まれておりまして、調査会の中では、結構基盤整備された地区で使用貸借権というのはちょっとおかしいんじゃないかというような見方もありまして、ある一部の方に聞きましたら、農地を貸される方について、その使用貸借については、何かよく理解をされていないようなところがあったものですから、ちょっと疑義があるんじゃないかなとい

う点が、この地区の分についてはありますので、調査会でも言われていたんですけども、使用貸借で契約を結ばば、お互いに印鑑をつけて簡単にできるんですけども、実際、将来的な農地の借りるほう、貸すほう、お金をやりとりというのがないままで、本当にこれはいいのかというような意見が出ていましたので、中間管理機構のほうも確認しましたが、組合のほうにはちゃんと説明していますがということですけども、内容的にちょっとおかしいんじゃないかという部分があるんじゃないかと少し疑問に思っている部分があります。

○議長（馬場 保君） 内田委員。

○委員（2番 内田 弘幸君） 内容にちょっとおかしい部分があるということであれば、その使用貸借じゃなかということですか、実際は。

○議長（馬場 保君） 事務局。

○事務局長（高木 謙次君） そういった、ここで使用貸借となっていますけれども、それ以外にやり取りをするようなものも含まれているような話もちょっとございました。

○議長（馬場 保君） 内田委員。

○委員（2番 内田 弘幸君） ここで使用貸借で上がれば、農業委員会で使用貸借で認めれば、これはもう正じゃなかですか。中でどうだこうだと言ってもですよ。

そして、前も何とかファームであったごと、もう契約はしとって、何の事情があつてかでも、健康上でも何でもやっぱり農業が続けきらん、戻さんばいかん。そういうときに今、中間管理機構に2年間の賃料も払う、管理もしていくというのが、地主に対して全然ないわけですよ、これでは。わがどんではどげんこげん言うてもですよ。そしてどうかしたら、ここに使用貸借やけん、見るもんからすれば、わがどんで賃料はどうだと言っても、これは正式なあれが使用貸借やけん、横着考えれば払わんでよかったですよ、実際。通つとですよ。

そやけん、そういう状況であるなら、賃貸契約をちゃんと結ぶような方向でもう1回出させるべきだと思うんですよ、私は。そら面倒かですよ、確かに。でも、その地主さんの権利とかそういうとも考えたら、後でのごたごたとか全て考えたら、やっぱり契約が、賃貸借の契約があるなら、やっぱりもう賃貸契約を結ばせて、ここに上げるべきだと思うんです。私はもうそういう方向にもう1回来てもらって、それから上げてもらいたいと思いますけど、皆さん、どう思われますか。

○議長（馬場 保君） 森崎委員。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 今の件ですけど、私も中間管理機構を通そうかなと思ったんですけど、相手方がそれは嫌だつて言われるもんですからですね。昔の名前なんて言ったかな、担当に聞いたら来年までそれが使えるらしかけん、それにせんですかということで、今するように。基盤法でする予定で今準備を進めています。そうせんと、やっぱり金を入れとかんと、相手もやけど自分もおらんごとなる、分からんごとなるけんと思つてから。

○委員（2番 内田 弘幸君） そして、こがんで使用貸借、使用貸借というのが本当に農地の価値まで落としてしまうのですよ。ある意味、本当に。こんだけ多くの部分でしてるのに、簡単に考えるでしょうけど、こん使用貸借にすれば、もう貸し借りはゼロなんですよね。ゼロというのが、書面上、こういう契約で出てくるわけですから、もう農地の価値が落ちてしまうのですよ、実際。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 実際は全部金は払いよつとですよ。使用貸借をしとる。そういう意味ではないです。そこはやっぱり受付の側もそれを追求していったらなと思うんですけどね。

○委員（2番 内田 弘幸君） これはちゃんとしたところへ出してもらえるように、中間管理機構のほうにもう一回言うてほしかと思います。

○議長（馬場 保君） 事務局。

○事務局長（高木 謙次君） 先ほどちょっと意見もいただいておりますので、今回本当に使用貸借もあるかもしれませんけれども、実際、賃貸借の部分も多分あるんじゃないかということで、全て一旦差し戻して、確認していただいてから、再度正式な形で上げていただくということかどうか、事務局の案でございます。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

先ほどいろいろなご意見等、中部の案件ではございますけども、事務局からも説明がありましたとおり、再度、再申請提出をしていただくという形でよろしいでしょうか。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 異議がないようですので、議案第55号は（「ちょっと待って」と言う者あり）内田委員。

○委員（2番 内田 弘幸君） 21番の（1）と（2）ですけど、一応、総会に来る前に中間管理機構のほうに尋ねて、ここはハウスということで17万2,000円となつとるということなんですけど、あくまでも、農地の地代をここで書いてもらって、そして、こんだけ総額で書くなら、土地代が幾らで、ハウス代が幾らという別で承諾書ももらっているという話があったんですけど、もらっているなら、ここに何らかの形で詳細を上げるべきだと思うんですよ。そうせんかったら、これをそのまま本当に、本当、農業委員会も認めてあれしていったら、中間管理機構は承諾書をもろとって言うけど、自分達ももろとるだけの話であって、ここで認めれば、これ作り切らんごとになったときには、2年間はこの17万2,000円払わんばいかんことになっていなかったということも、だから、地主にとってはよかかもしれんけど、ここではやっぱり、ハウス代に関しては中間管理機構は払わんはずやけん。そういうとのやっぱり、書き方をもうちょっと中間管理機構のほうにも、もっと分かりやすい表記の仕方に変えてもらうように、委員会とも、その事務局と中間管理機構のほうとも話をしてもらえたらと思います。

○議長（馬場 保君） そしたら、そういう方向で。

○事務局長（高木 謙次君） 機構のほうには、そういった意見があったということを伝えたいと思います。

○議長（馬場 保君） よろしくをお願いします。

それでは、議案第55号は、農業経営基盤強化促進法第1（「すみません、もう一個よかですか」と言う者あり）。

○委員（12番 鶴崎 高幸君） これも40番です。これも現地確認を私させてもらったんですが、堆肥の野積みの場所に借り受けられているような案件で、それを事務局なり、現地確認をお願いしたんですが、その結果を教えてもらっていいでしょうか。

○議長（馬場 保君） 事務局。

○事務局長（高木 謙次君） 調査会の中で、酪農経営をされている方の畜舎の前に土地があつて、そこにもう堆肥じゃなくて、べちゃべちゃの形でまかれているということで、鶴崎委員のほうから一応報告がありました。

この資料の中で、飼料作物を作るというふうになっているんですけども、とてもじゃないけど、これは認められないだろうみたいな話になったんですが、取りあえず機構と農林課の畜産担当の方で当日行ってもらいまして、確認をしてもらって、本人ともしゃべって、飼料作物を作るようにきちんとやりますので、また、畜産班としても定期的に監視に行きますということで、報告は一応受けているところでございます。

○議長（馬場 保君） よろしいですか。

○委員（12番 鶴崎 高幸君） この人に関しては、今そこの自治会とか、近隣住民の人からのクレーム関係とか、お願いとかがいろいろ上がっているみたいなんです。だから、そういうところも含めて、ちょっと強めの指導と、後の見回りを続けてお願いしたいと思うんですが、よろしくをお願いします。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

事務局、よろしくをお願いします。。

○事務局長（高木 謙次君） はい、機構の担当者に伝えてきます。

○議長（馬場 保君） それでは前に戻りますけども、議案第55号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、1番から48番は、ご異議ございませんか。（「すみません、もう一回よかですか」と言う者あり）内田委員。

○委員（2番 内田 弘幸君） 愛野の野井新田のとは、さっきあつたですけど、本当に使用貸借なのかというのがあつたのが、やっぱりこれも29番から、も全部使用貸借、使用貸借、使用貸借で合わしとるけん、これはもう本当にお互いが、分かっているでしょうけど、ちょっとお願いします。

○13番（坂本 博君） 私が前、借りていたところなんですけど、もう荒れ地荒廃対策事業を数十年

間やって、もう土羽工、周りの管理が大変で、作る人も花ならつくってよかよということで、地主さんにも話をして、なかなか借り手が見つからんけど、ぜひよかったら作ってくださいということで。

○委員（2番 内田 弘幸君） これは正式な使用貸借ですね。はい、分かりました。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

先ほども申し上げましたとおり、1番から48番までは許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 49番から118番、この案件につきましては再度申請していただくというような形でよろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

ほかご異議がないようですので、集積計画を決定することとします。

次に、日程第5、議案第56号、農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書80ページを御覧ください。

〔議案第56号の朗読〕

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、案として作成し、承認をもらった上で農林部局へ要請するものです。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

議案第56号に対する質疑を行います。ご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑はないようですので、議案第56号、申請番号1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第6、議案第57号、土地改良事業に参加する資格についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書84ページを御覧ください。

〔議案第57号の朗読〕

今回、この事業申請に当たって事業同意者が土地改良法第3条に規定する資格を有するものであることについて、農業委員会の承認が必要となっているため協議いただくものです。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

議案第57号に対する質疑を行います。ご質疑ございませんか。はい。

○委員（9番 徳永 玉義君） 9番、徳永ですけど、これは私が、この申請者の代表のような形になっておりまして、概要だけを説明させてもらってよろしいですか。

○議長（馬場 保君） はい、よろしくをお願いします。

○委員（9番 徳永 玉義君） 実はこれ、私、ため池法が昨年から法律化されていたということは皆さんご存じですかね。10年ほど前、平成25年です。東日本大震災があった当初、日本全国のため池、ため池ちゅうのは、皆さん、ダムとまた違いますよね。土で盛ったのがため池なんです。ダムはセメントで工事をするんですけど、こういうため池の、この震災のときに漏れて、日本全国があちこちでその後も水害なんか出て、人命を奪ったという事故があつとるわけです。

そういうことで、10年ほど前、私このため池をボーリング調査までしてもらいまして、2回ほどしてもらいまして、このため池は、このため池のうちのほうが10万5,000トンほどあるんです。雲仙のため池の2番目くらいですかね、雲仙の大きなため池がですね、何ですか、あれは。諏訪池ですか、実はあれの倍くらいの大きさのため池なんです。だから、震度4から5があれば、もう崩れるだろうという判決をいただきまして、すぐそのときから、私、申請を上げてきたんですけど、その後、北九州とか四国とか大分とか、あちこちで災害が出まして、なかなかこれは国の事業ですから、予算が流れ流れになりまして、ようやくこのたび、先々月ですか、9月にこの整備課のほうから、雲仙市の整備課のほうから説明がありまして、予算取りをできるだろうということで、今、同意書を取っているところです。今日時点で73%ほど、この3条資格者の同意が73%ほど上がっているところでございますので、恐らく申請したら予算取りができるだろうということで、今、申請をしておるところです。

そういうことで、この総会の皆さんの決議をもらわんと、はっきり言うてその申請ができんということで、今回この資格について上げさせてもらったところです。だから、皆さんの同意をひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。はっきり言うて私も10年間待ちました。そういうことで、今度は予算取りができそうでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

議案第57号に対する質疑を行います。ご質疑ございませんか。（「ちなみに、よかですか」と言う者あり）どうぞ。

○委員（9番 徳永 玉義君） 当初10年前は7,200万円ほどだったですけど、今はもう4億と予算だそうでございますので、これを個人ではちょっとできませんので、やっぱり国に乗っけてしてもらわんと、ということで、私も同意を今急いでしてもらっておりますので、現在73%ほどの同意を得ております。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

○委員（9番 徳永 玉義君） 瑞穂もこれなんか、今回だったですかね、ここも一緒に申請するそう
でございます。

○議長（馬場 保君） ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第57号について、申請どおり承認す
ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり承認することに決定しました。

次に、日程第7、報告第11号、非農地通知の発出についてを議題とします。ちょっとページは前
に戻ります。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書82ページを御覧ください。

〔報告第11号の朗読〕

この報告については、令和5年10月に個人申請があった農地について、地元委員とともに、現地
確認後、非農地通知を発出した案件です。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

報告第11号に対する質疑を行います。質問等がありましたらお願いします。ご質疑ございま
せんか。

○委員（2番 内田 弘幸君） この件は、私が現地確認に行ったのは、このすぐ隣が私の畑があるも
んですから、その関係で、事務局からあなたが来たほうがよかろうということで、私が行って、もう
山になっとつとを確認してきました。そういう関係です。そういう事情です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

東委員、いいですか。

○委員（14番 東 康敬君） 今の件ですけども、有明の方が所有しとったわけですけども、その
隣に兄弟が土地を購入していたわけです。ところが自己破産して、抵当に入っていたわけです。その
一部を弟の人は買ったんだけど、今、内田委員さんが言われるように、非農地通知をもらったところ
は、もう山がぼうぼうと、どうもならんというところで、実際的にはもう不動産屋の看板も立ててい
るわけですね。そういう状態です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

ほかにご質疑等ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、報告第11号に対する質疑を終わります。

お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、議決事件の審議は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午後2時50分休憩

.....
午後2時55分再開

○議長（馬場 保君） ただいまより農政推進に係る協議を行います。各委員の協力方よろしくお願います。

それでは、早速、本日の協議に入ります。

農地利用最適化推進施策に関する意見書について、事務局の説明を求めます。事務局。

○事務局長（高木 謙次君） 皆さんの手元に配付しております、令和5年度の農地利用最適化推進に関する意見書ですけれども、これについては、各調査会で一応素案という形で説明をさせていただいて、少し意見もいただいたわけですけれども、今回、案ということですので、素案と内容については変わっておりません。

この意見書については、できれば年明けの1月に市長部局に提出したいと考えておまして、本日この農業委員会で承認をいただければというふうに思っております。

改めて、内容について簡単に、要望内容だけ説明をさせていただきたいと思っております。座って失礼します。

初めには、割愛させていただきました、まず、2ページの1、遊休農地の発生防止、解消についてですけれども、市長部局においては、遊休農地の発生防止、解消には非常に有効な制度、補助事業もあります。農地中間管理機構関連農地整備事業については、小規模でも事業実施が可能で、農家負担なしで農地の基盤整備が可能な、大変有利な事業といううたい文句ではありますけれども、制度制定後、本市においては、いまだ事業実施には至っていないという現状を踏まえ、要望事項としましては、下段になりますけれども、これまでこの基盤整備事業が事業実施に至っていない理由、問題点、採択要件見直し等も含め整理を行い、他の事業等も活用しながら、基盤整備地区の掘り起こしや事業期間短縮等の課題解消、事業実施に向け、積極的な取組を行っていただきますよう要望します、という内容としております。

次に、3ページです。

労働力不足の解消、労力確保対策についてです。

これまでも農業委員会から労働力不足の解消に向けた要望は何度も出しておりますけれども、これまでの回答内容を読み返してみても、活用実績が非常に少ないということで、あえて昨年度に続き、意見書に盛り込んでおります。

要望内容としましては、離農等による農家戸数の減少や高齢化により、労働力不足は深刻な状況にあることから、こういった状況を打開するため、これまで以上に農業関係団体と農業者が、年間を通じて人材確保や労働力提供の方法、情報発信などの仕組みづくりについて協議を行い、通年作業や農繁期における一時的な雇用に対し、必要なときに必要な人材を利用・確保できるようなシステムが必要と考えておりますので、より一層のサポート体制の構築に向け、積極的な取組を行っていただきますよう要望しますという内容です。

次に、3の肥料・燃油・飼料等の高騰に対する支援策についてですけれども、昨年度の意見書にも掲載しておりましたが、要望内容としましては、これまで国・県及び市による補助事業等支援策は打ち出されているところですが、今もなお先行きが不透明な状況で、依然農業経営への影響改善の見通しが立たない状況にあることから、今後も引き続き肥料価格等の動向や農業経営への影響を注視し、やむなく農業を廃止することがないよう、時期を逃さず補正予算等も頭に入れ、継続的な支援措置を取っていただきますよう要望しますという内容としております。

次に、4ページになります。

4の農業委員会事務局の職員体制整備についてです。

現在、雲仙市職員定数条例の規定では、農業委員会事務局の職員定数は6名となっておりますが、現在は1名減の5名の人員で業務を行っております。近年、耕作放棄地の増加による苦情や農地を手放したいといった相談件数が増加し、窓口業務など対応に支障を期しているため、条例に基づき1名増員し、早急に適正な人員配置に戻してくれるよう要望しております。

最後に、5、意見書に対する進捗状況等の報告についてです。

毎月月末に開催される調査会の例月会議には、農林課から可能な限り出席いただき、情報提供等を行っていただいているところですが、令和6年度におきましても、積極的に調査会、例月会議に参加いただき、雲仙市の農業施策の情報や、農業委員会から提出した意見書の要望内容に対する進捗状況等の報告をお願いしますというふうな内容にしております。

以上の5つが意見書の内容ですけれども、事務局としましては、この内容で承認いただければ、1月に市長部局へ提出したいと考えております。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、意見、質問などありましたら、挙手の上、発言をお願いします。東委員。

○委員（14番 東 康敬君） この2番の労働力不足の株式会社エヌの説明をお願いします。

○議長（馬場 保君） 事務局、説明を求めます。

○事務局長（高木 謙次君） エヌについて、大体外国人を派遣するような会社なんです。県と多分タイアップしてから、外国人労働者を中心に派遣をされている会社だというふうに聞いています。株式会社はですね。

○委員（14番 東 康敬君） システムは分らんわけですか。

○事務局次長（内田 啓輔君） こちらのほうから。これはホームページからなんですけど、株式会社エヌといいますのは、2019年に設立した長崎県の農業と水産業の発展を目指して、長崎県の地元の財産を生かして労力支援を、地域を元気にすることが目的ということで設立をされているようです。人材派遣ですね。人材サービスというような部分で会社を立ち上げておられて、本社が平戸になっています。支社のほうが長野県、それから北海道にあるようです。概略そういったところでよろしいですか。

○委員（14番 東 康敬君） これを利用するという形になったときに、どういう手続、どういう内容なのかというのが知りたかったけど、それは分らんたいね。

○事務局長（高木 謙次君） 詳細は、すみません。

○議長（馬場 保君） ちょっと事務局、調べとってもらえますか。

○事務局長（高木 謙次君） ただ、非常に活用実績というのは農業分野で非常に少ないものですから、今回こういった要望をさせてもらおうかなと思いました。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。ほかに何かご質疑ございませんか。小筏委員。

○委員（17番 小筏 正治君） 今、事務局5名となつとつとが、この3名と。

○議長（馬場 保君） 増富と山内です。

○委員（17番 小筏 正治君） あと、女の人たちは業務をするわけですか。

○事務局長（高木 謙次君） 会計年度任用職員といひまして、時間というか、1日幾らで雇用されている方たちです、女性の方は。

○委員（17番 小筏 正治君） その人たちは数に入つとらんわけですか。

○事務局長（高木 謙次君） 正職員で入ってないです。（「分かりました」と言う者あり）

○議長（馬場 保君） ほかに何か質問等ございませんか。東委員。

○委員（14番 東 康敬君） 農業委員職員の体制が大変ですよ。支所の農業委員会の担当も、ちょっと充実をさせてもらわんと、もう欠員、欠員で、どうもいかんようなところがあるとです、瑞穂の場合は。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 小浜の担当がおらんごとになって困るよ、これ。行ったら、もう休み。もう全然用事を済ませられんじゃろう。そこの部署におる者が知らんけ、支所におる者が知らんけん。

○議長（馬場 保君） 事務局、何か、ございませんか。

○事務局長（高木 謙次君） 今年ちょっと、私たちもそうですけど、農業委員会事務局は今年2人新人です。各支所も新人の方が多くて、私たちとしてもやっぱり支所の方になるべく事務手続してもらわないと、どうしても回りませんので、なるべく事務担当者会議とか行いながら、事務の引き継ぎというか、覚えてもらうような努力をさせてはもらっているんですけども、そこに農業委員会の職員を当ててというお願いができないのかなど。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 農林と一人で幾つも持つとるもんやけ、全然し切らんのがあって、あの周りの3人は。

○事務局長（高木 謙次君） ほかの業務を多分持っていると思います。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 一緒の業務をやで。

○事務局長（高木 謙次君） なるべく事務局としてもバックアップをしていきたいと思いますので、すみません、よろしくお願いします。

○議長（馬場 保君） ほかに何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 意見もないようですので、その他に移ります。

事務局または皆さんから何かございませんか。草野委員。

○委員（10番 草野 有美子君） 実は、私は女性農業委員でしたけれども、このたび代わるようになりまして。ただ、このたびに経験して思っていることは、11月30日でもう募集も終わりましたし、次の3年後に向けて、ぜひ今日お出でいただいて、次にまた引き続きなられる委員の方にお願いがございます。

実は、私自身は女性農業委員というのと、それから中立の立場でということで、商工会のほうから部長をしておりまして、それでならせていただいたんです。もう大体皆さんもご存じだと思うんですが、女性の農業委員を増やしましょうと。特に2名以上とかいうのは農業会議とかからも、会長ほか皆さん方もご存じのこととは思いますが。

ただ、現実的には私が1人で、長崎県下でも特に島原半島は島原市が2人、それから南島原市が3人です。実を言うと、雲仙市は非常に農業従事者が多いというか、生産も高いのに、なぜ中立の立場の草野委員だけなんでしょうねというのが、実は九州の女性農業委員会の会が11月13日、14日、熊本でございまして、私は行ってまいりました。で、次代わるときにはぜひ何らかの形で2名以上と思っておりましたけれども、実際9月くらいからいろいろと女性の農業従事者の方にお声をかけますけれども、私ごときと言うのもおかしいんですけど、やっぱり農業をしたこともない草野

さんから何で農業委員がと言われるとやろうかみたいなニュアンスは分かるんですね。

それで、確かにそれはありましたけれども、今日一番申し上げたいのは、まず女性農業委員を雲仙市が1名で、しかも中立というのは、皆様方がいかがでしょうか。

私はやっぱり今後、私はここに関わっててすごく思ったのは、やっぱり若い方たちにどう農業に従事していただくかを考えていかなきゃいけないというのはすごく思います。これはどこの業界でもそうですし、それから、ちょっと長くなりますが、コロナを境にいろいろと世の中の認識とかやり方が変わってきてますが、特に若い人をしたからいいということではなくて、特に今度九州大会で勉強したのは、一人ですね、長崎県の西海市にイチゴ農家の方が、農業を全然知らずに嫁いで来て、コロナのときにイチゴは売れない。そうなった時に結局、ママさんのPTAのネットワークで、SNSですね、自分は知らなかったけど、若い人たちで勉強し合っただけでそれを、今はグループをつくって、今度はイチゴだけじゃない、他のも直接売るとかという販売方法を、皆さん方もご存じのように直結でやはり売っていくという、要は、なかなか農業とかそういったところで売れない、問屋さんにも出せない。しかしながら、生活は子どもを育てなきゃいけないという、やっぱり女性というのはそこに切羽詰まったといういいところは、現実的な考え方をするところだと、私はそれは利点と思っています。

だから、そういった意味でも、やっぱり女性の観点というのはすごく雲仙市の今後の農業従事者の方たちをもっと増やしていったり、それからもう一つ私が今まで一生懸命頑張ったのは婚活だけでございまして、婚活のときも最初にここで申し上げて、皆さん方から知られたかなと思ったんですけど、婚活の話合いを一番結婚から遠い私たちが話して、集まるんだろうかというのを最初に申し上げたと思うんですけど、そこで、青年部の人たちが入ったり、長崎からいろんな方をお呼びしたんですけど、私がそうしたとかということではなくて、女性の意見とかそういったことをやはり本当に必要性があると思っています。そこでもうそれを皆さん方に認識していただきたいというのが一つです。

次に申し上げたいのは、できたらというより、ぜひ商工会から中立の立場で次一人、また私の代わりに女性農業委員さんがここに参加されると思うんですが、本来であれば、なぜ農業委員会なのに農業に従事している女性の代表とか女性の意見を農業委員会に反映する場がないというのは、やっぱりこれはおかしいと私は思いました。

そこで、できましたら3年後されるときに、これから7月までの間にどこまでできるか分かりませんが、九州大会の研修会で会ったのは、どこの地域も、例えば上五島が8名、壱岐市は6名とか、推進員とか、農業委員女性も合わせてそのくらいいらっしゃるんですよ。熊本なんかもっとすごかったですね、佐賀とか。そうなったときにどうしてそんなに多くいらっしゃるんですかと言ったら、いや、割り振りがあるんですと言われた。これは地域によって行政が決めることでございますかね、局長。

○事務局長（高木 謙次君） いや、行政で決めることではありません。

○委員（10番 草野 有美子君） じゃないんですか。農業委員会の皆さんが。

○事務局長（高木 謙次君） 農業委員会で決めることでもないと思うんですよね。

○委員（10番 草野 有美子君） そうですか。そしたら、なぜ商工会に中立の立場でというお声はどこからかかっているんですかね。そう分からないですけど。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 商工会にたまたまおっただけ、いいんじゃないと。

○委員（10番 草野 有美子君） ただ、それであれば、こういうことを言ってあれですけど、女性の農業委員さんたちはほとんどの方が、そういうふうになっているから、みんな大変なんだけども、やっぱりそうやってこの地区から1人とか、雲仙市であれば西部から1人、北部から1人とかという2人になりますよね。

それともう一つ、JAの女性部さんとか、そういったところの方とか、農業士さんたちから、やっぱりなっぴらっしゃる方がほとんどでございました。ただ地域に私たちみたいに中立の立場でというのが何年か前からありましたので、そういった方ももちろんいらっぴしたんですけども、実を言うと、今、私も勉強不足なので、これからでも遅くないと思って、その割り振りとかそういうのをどうやっぴらっしゃるかというのをまた勉強したり、ほかの地域を聞いてしようと思っぴしていますが、一番思っぴするのは、具体的に皆さん方がどう思っぴらっしゃるのかなって、農業委員に女性は必要がないとか、そういうのが推進しておられると思うんですが、ただやはり、このたびも、具体的に言うとは、代わるというときに、私が代わる、女性の草野さんの次に女性の方が来る。で、次に何人か代わる方がいらっぴるんですが、農業委員さんが代わる時、次の人はほとんど男性ですもんね。女性の人に声がかけにくいというのものもあるのかもしれませんが、私はできたら、これはもう行政のほうで願っぴしたいんですが、やはり女性の農業従事者の人にもっとやはり、ほかの異業種の人とか、それから農業の在り方などを、行政の中でやはり学ぶとかという機会を積極的につくっぴたほうが、それはたまたまの成功例の話を知っぴたんでしょけど、イチゴ部会の方たちみたいに、自分の子供を育てるために、自分たちが生きていくために、農業に従事してやっぴおられるところに、そうやっぴって災害とか、それからコロナとか、そういった形で自分の生活が大変になったときに、どうやっぴってその先に進んでいくかというのは、やはりそれは皆さん方は十分な経験があられるから生まれてきますが、ところが、今までの経験では乗り越え切れなような情勢が出てきていますので、ぜひ私は女性とか若い方たちを積極的、皆さんが全部変わるとかではなくて、やはりせめて女性が2人とか、40代の方とか30代の方も意見が言えるような、もちろん推進員さんの中にも30代40代がいらっぴるんですかね、そういった方たちとかを含めて、やはりそうして行く雲仙市農業委員会だと、もっと何か発展していくんじゃないかなと思っぴますし、お嫁さんが雲仙市の農家には、ぜひお嫁さんに行きたいと思っぴえるようにしていただけると、私はいかなと思っぴますので、ぜひちょっと、久しぶりにしゃべりますので長くなりましたが、でも、これはよその地域を見てください。とにかく行っ

たら、私は二人じゃないですけど、恥ずかしかったというより、このままじゃいけないなと思いました。

ですから、ぜひこれは皆さん方がどうお考えになるかで、農業委員は当事者だから、ここは何か決めちゃいけないとか、行政は決めれないとかって、じゃあ誰がどうやってしていくのみたいなところになってきたら、やっぱりこの農業委員さんたちが、今後のことをどう考えるかで、やっぱり進めていくべきだと私は思いますので、そのところは、雲仙市農業の発展のために、ぜひいろいろと考えていただいたら、私はもっと発展していかれると思いますし、私もまだ7月まで農業委員でございますので、最後の部分は力を振り絞って、少しでもそういった意見を、農業従事者の女性の方とか、そういった方たちにもお伝えできるように、頑張っていきたいと思います。すみません、長々と。

○議長（馬場 保君） 貴重な意見をありがとうございました。（拍手）

東委員。

○委員（14番 東 康敬君） 今こころ辺でも、今、商工会の女性部というような組織がありますよね。農業者の中でも、女性の農業士会という組織があるわけですよ。その中で、農業士会の女性農業士会のほうにもちょっと声かけをしてくれろという願いをして、何人か取りかけているわけです。

ところが、自分の仕事が、実際、農家の人というのは、奥さんが原動力なんですよ。だから、どうしてもそういうひまじゃないけど、そういうところにはもう行けないというのが、現実、経営の中であるわけなんですよ。

ただ、今、それだけ言われるように、ほかの地域は、奥さんが勤めて年金をもらうようになったりとか、ご自分で勤めているとか、余裕のある人というのは、意外とこういうところに出るけど、自分の農業経営でもういっぱいという形で仕事をしている人というのは、なかなかこういう場所に出て行こう、行こうという意欲というか、そういう意識がないわけなんですよ。断られるとですよ。

○委員（10番 草野 有美子君） あのですよ、確かにそれはあると思います。ただ、私が申し上げたいのは、ここに来て意見を言うのはやっぱり勇気が要ります。本当に申し訳ないんですけど、やっぱり経験ではと言われると、もうやっぱりできないので、できたらいいと言います。やっぱり褒めながら人を育てるといふか、なんか本で見たんですけど、やっぱり、いや、そうじゃなかとやって、女性が2人、あと一人おらすとよとか、何か行きやすいということもないでしょうけど、そういったふうにしていかなければいけないし、それと、断る理由で皆さん言われるんですよ。それ、商工会も一緒です。もう商工会も。業種問わず皆さん一緒です。何か代表になってとか、何かってなるとそうなんですけど、ただし、その必要性はやっぱり感じる方が必ずいらっしゃると思うんですよ。

だから、南島原のこの太田さんなんかは会長職務代行もしておられますけど、非常にいい考えを持っておられるので、本当こういう人たち、雲仙市いないわけじゃないと私は思っているんで、どうぞ皆さん、諦めることなく声かけて、今、東さんがおっしゃるのはよく分かりますが、全部どこでも、何の業種も、東さんそうです。こんなこと言ってあるけど、できない理由より、できる理由をつくっ

てやっていかないと、いつまでたっても雲仙市は何か中立一人だけたい。別にこんなこと言われても気にする必要はありませんが、そういう農業委員会にほかに若いとか女性が入ってきますか。やっぱり、雲仙市の農業委員会はなかなかいいよ、若い人も入りやすかよ、みたいなふうになっていかないと、やっぱりこれは駄目ですよって、わってみんなに言われて、私も最初怖かったですもん。これは正直なところ。で、私はまあ年齢もして、経験もして、選挙もしたりしておりますから、そんなやつは意見を遠慮なく言えるんですけども、多分ですね、やっぱりなかなか難しいですけど、ただ、先輩が、農業委員さんが言われたんですけども、やっぱり、推進員とか、そういうところを経験してからということは、とてもいいことだと思いますので、何か推進さんに気を挙げた女性の方がいらっしゃるとも聞いてますので、ぜひそういう方たちを、皆さん方、甘やかすんじゃなくて、私は甘えていましたけど、どうぞ育てていただきますように切にお願いいたします。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

貴重なご意見と、草野委員の思いをしっかりと皆さん受け止められたと思いますので、まだ任期は半年以上ありますので、どうかよろしくですね。

○委員（10番 草野 有美子君） はい、これからちょっと馬力をかけて頑張ります。

○議長（馬場 保君） 意見もどんどん言ってください。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

ほか、皆さんから何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 意見もないようですので、これをもちまして、農政推進に係る協議を終了します。委員の皆様方、お疲れでございました。

午後3時25分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年12月 5日

議 長

署名委員

署名委員